

第十九回
国会

参議院補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員会会議録第五号

昭和二十九年三月十六日(火曜日)午前
十時三十六分開会

出席者は左の通り。

委員長
理事

青柳 秀夫君
伊能繁次郎君
上林 忠次君
小笠原二三男君

委員

鈴木 亨弘君
榎原 亨君
松平 勇雄君
横川 信夫君
秋山俊一郎君
島村 軍次君
高橋 道男君
常岡 一郎君
竹中 勝男君
千田 正君

参考人

全国市長会代表
宇都宮市長
佐藤和三郎君
山本 豊君
日本自衛隊
中野 忠一君
日本開業銀行
正宗猪早夫君
行総務部長
足羽 則之君
私鉄経営者協
会専務理事

本日(火曜日)に付した事件
補助金等の臨時特例等に関する法律
案(内閣送付)

○委員長(松永義雄君) これより特別
委員会を開会いたします。

本日は公報掲載の通り補助金等の臨時特例等に関する法律案について参考人五名のかたから御意見を承承ることになっております。早速御意見を承承することになりましたが、参考人のかたがたには大変御多忙のところをわざわざ御出席頂きまして誠に有難うございます。委員一同に代り一言御挨拶を申し上げます。なお、議事の都合上参考人の発言時間は一人十五分以内とし、参考人に対する質疑は参考人の公述が終つてから一括して行うことにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松永義雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

では最初に全国市長会代表宇都宮市長佐藤和三郎君に……

○小笠原二三男君 ちよつと議事進行に關して……五人のかたがおいでになつておりますが、一人の公述に十五分ずつとし、その後の質疑をするというので、結局時間が延びても一時頃までにはそれでお済みになる予定になりますか。昼食をとつて午後には廻るといふことになるようでしたら、初めから午前には何人というところで、午後には何人という一つ用もたせるといふふうにしてあげないといふのがいいかと思ひますが、一時間十五分かつてあれですか、継続してやりますか。

○委員長(松永義雄君) 大体気持としてやつて行きたいというつもりですけれども……

○小笠原二三男君 はあ、承知しました。

○委員長(松永義雄君) それでは参考人のかた(〆)の中で早くお歸りになりたいうかたもあるそうでございますが、成るだけそこは一つお互いに譲り合ひまして御辛抱願するまで一つ辛抱して頂く。

それからいづれ又お呼びいたしました今日の機関の中で又別のかたでもおいでを願うというようなことになるかも知れません。今日はなおまだ予備審査と申しまして本日の審査になつておりませんのでさよう御承知願います。

それから只今お名前申し上げました宇都宮市長佐藤和三郎君、それから漁船保険中央会副会長山本豊君、日本自衛隊工業会理事中西忠一君、日本開業銀行総務部長正宗猪早夫君、それから私鉄経営者協会専務理事足羽則之君に順次一つ御説明をお願いしたいと思ひます。

○参考人(佐藤和三郎君) 大変自動車故障のために遅れまして申訳ございせん。深くお詫言申上げる次第であります。なお又補助金等の臨時特例等に関する法律案の關係につきまして、私どもの意見を申上げる機会を与えて頂きましたことをこの機会に厚くお礼申上げる次第であります。

我が国におきましては現行の国庫補助金制度は、国の地方団体に対する委任事務の増加に伴ひまして、各省庁がばらばらに創設したもので、一貫した方針の下に整備されたものでないと考え

られます。従つて一面においては中央政府の権力的な統制と結びついて国が地方団体と統制する手段となつておるわけでありまして。又他面においてその交付方法、補助率の不適正のために地方財政を圧迫する結果を招来しておるものであります。かくのごとき弊害に鑑みまして、すでに御承知の通り、シャウブ税制使節団は特に重要な奨励的性質の補助金と公共事業補助金を除き、これを全廃すること、廃止された補助金は一般財源として地方団体に賦与すべきである、そういうことにおいて徹底的な補助金整理案を強く提唱されたことはすでに申し上げるまでもないこととあります。然るに当時の地方財政改革におきましては僅かに九十種類、百九十億円の補助金が整理され、地方財政平衡交付金に繰入れられたことはすでに御承知の通りであります。

又昭和二十六年発表されました地方行政調査委員会の勧告も又シャウブ勧告同様国庫補助金制度の徹底的整理を要望したのであります。この勧告によつて整理されました国庫補助金は僅かに二十八種類、二億三千万円に過ぎなかつたわけでありまして。

本会といひましては地方自治の確保と地方財政の強化の見地から、国庫補助金制度の徹底的整理の断行を要望して参つたのであります。特に要望したい点は、第一に、国庫補助金を整理に対する恒久的且つ根本的な方針を国会及び政府において樹立されたいという点であります。前に述べまし

た通り、従来の補助金整理は何ら一貫した方針に基くものでなく、思ひつきによつて行き当たりばつたりに行われた感が深いのであります。一旦整理されて平衡交付金に繰入れられた補助金を再び平衡交付金から分離して復活しようというふうな傾向さえも生じておるわけでありまして。今回の整理も又たまたま政府の緊縮予算の結果として歳出を一兆円以内にとどめるといふ手段として行われたものでありまして、そこに何ら根本的な方針がとられてないといふことは本会として先づ第一に遺憾に存するのであります。

第二に、今回の補助金整理は、非常に少い額でありまして、本格的な補助金整理とは言えないのであります。これは提案趣旨にもありますから止むを得ないかと存じますが、この根本的な改革が急速に実現するといふことが困難であるといひます。ならば、取りあへずの整理といひまして、個々の事務、事業別による補助方式は特に重要度の高いものに限定いたしまして、その他は各省別に一括補助の方式を考慮願ひたいと存するのであります。

第三に、国庫補助金整理によつて、地方財政全般を圧迫しないといふことが必要であります。今回の補助金整理に伴ひまして、その一部を平衡交付金に繰入れられたようでありまして、このような措置は地方財政強化のためには当を得たものと申しかねるのであります。地方財政独立の見地から、これ

らの財源はすべて地方税等の自主的財源の増加に向けられるべきものであると存するものであります。

第四に、廃止又は減額された国庫補助金相当額は必ず地方財政に与うべきものと考へられるのであります。本年度地方財政計画を見るに、国庫補助金整理に伴う財源賦与の措置が未だ不十分であると考へられます。このような国庫補助金整理は結局国の緊縮予算による節減額を地方財政にしわ寄せするものであります。さらだに赤字に苦しむ地方財政をますます困窮に陥れるものであると考へねばなりません。

最後に、国庫補助金を整理いたしました事業については関係各省庁が何らかの形でこれを強制することがないよう確保されたいこととあります。結局補助金が整理されましても従来のように、地方がその事業をやらないというわけには参らんわけでありまして、地方がその事業を自己財源だけでこれを実施することにならうと存じます。従つて地方財政がますます逼迫される結果となるわけでありまして、かかる弊害を防止するよう適切な措置が考へられるべきであらうと存じます。なお補助率につきましてはすでに法定されておるもの、二分の一を支給するというようなもの、或いは予算の範囲内においてというようないろ／＼まちまちになつておるものが、補助する場合において或いは法定されるというところといわゆる政府に陳情し各省に陳情するという煩が省けるわけでありまして、生活保護法、或いは伝染病予防法によりまする精算額を必ず支給するということになりまするならば、これらの

の点についても補助というものはつきりします関係上、補助率の法定ということも私どもはお願いを申上げておきたいと、こういうふうな考へておる次第であります。

補助金制度に對しまする本案の基本的意見は以上の通りであります。今回の改正案は地方財政が極度に窮乏を來たしておる現段階においては十分な代り財源が賦与されることなく、單に国の財政緊縮のしわ寄せとしての補助金整理というに過ぎないのであります。かかる改正案に對しましては到底納得がしかなるわけでありまして、ただ法案第十七条、第十八条に於ける自動車競走法或いは法案二十条モーターボート競走法等によりまするいわゆる国庫納付金制度を停止する、こういうことは誠にこれは賛成であります。であります。が、その他の補助関係のいわゆる整理に伴う補助金関係はいわゆる地方自主財源の強化方策が十分考へられたい。現状においては、むしろ現状を可とするとの意見を申上げざるを得ない。ということになるわけでありまして、ただ特に左の諸点につきまして十分御考へを賜わりたいというふうに考へておる次第であります。

先ず第一点は、公民館、図書館、博物館等は地方住民の文化の向上、社会教育振興上、重要な役割を持つものであります。各都市はその拡充に努力しておる次第であります。が、今回の改正では専任職員費及び事業費の補助がなくなることに、これは運営上大なる支障を來たすものと思われまうので、補助の範囲を従来通りにされ

るように希望申上げる次第であります。

第二に、保健所の人件費等の補助であります。が、政令都市におきまする保健所の運営におきましては、住民の保健衛生の向上を図るため、多大の犠牲を払つて相當の成果を挙げております。この改正により、今回の改正に對する補助率を三分の一を四分の一に引下げるというのでは、運営上誠に遺憾に存する次第であります。すでに御承知の通り、衆議院におきましてはこの重要性を認められまして、昭和二十九年予算において三分の一に引上げるよう約四億四千万円の増額修正をされた次第であります。是非とも現行補助率を改訂されたいよう希望する次第でございます。

第三に、公営住宅の建設費補助でございます。が、公営住宅の建設につきましては、都市における住宅難の現状に鑑みまして、各都市ともその増設に努力してゐるところであります。が、財政の窮乏と建設費高騰のために、現行補助率にてもまだ／＼地方の持出しといふものがある次第でございます。これはすでに御承知の通りであります。今回の改正は新たに高層耐火住宅に對する関係であるのであります。が、規定の上では一般第一種住宅も引下げられるように思ひますので、どうか高層耐火住宅に限ることなく、この第一種住宅等においても従来通りの補助関係につきまして御勘案をお願いしたいと思つておる次第であります。以上雖然といはしてわかりにくかつたと存じまするが、以上を以ちまして私の公述を終りたいといたします。

○委員長(松永義雄君) 次に漁船保険中央会副会長(山本豊君)。

○参考人(山本豊君) 漁船保険の関係につきましては、私から意見を述べたいと存する次第であります。この法律案には水産関係に關する規定が三カ条ございまして、一つは第十三条で、これは漁業調整委員会に關する補助関係であります。一つは第十五条で、これは保護水面の管理委員会に關する補助の問題であります。もう一つは第十六条の漁船損害補償法に關する補助関係であります。この保険の補助関係の規定は、非常にややこしくなつておりますので、一応簡単に過去の経緯を申述べたいと思つております。が、大体この現在の漁船損害補償法の改正が昨年の昭和二十八年の八月一日付でこの漁船損害補償法の一部改正に關する法律案が公布になつたのであります。そのときの改正の要点を申しますと、内容は一つには従来ありませんでした満期保険制度を認めること、もう一点はこの今度の法律に關係を持ちます、従来漁船保険の加入をする場合に、いわゆる加入を奨励しますために、協同組合の地区内にいわゆる資格を持つておるという者の三分の二以上が賛成をいたしました場合には、その区域内におきまするすべての人のすべての船が当然にこの保険に付さなければならぬ、こういうふうないわゆるこれを通称義務加入と申しておるものであります。そういう制度があるわけでありまして、それが従来は予算の関係もございまして、トン数が二十トン以内のものに限つておつたのであります。それをこの機會の、昨年の八月一日公布の法律の中に新らしくその二十

トンの制限を百トンまで、トン数百トンまでの漁船に適用すると、こういうことに改めたのであります。そうして、そういう場合の国の補助というものは、内容を申しますと、いわゆる加入した場合の保険料、漁家が負担いたしました保険料の二分の一を国が負担する、こういう内容でございます。この事項は漁船保険の關係者が一年以上に亘つて非常に要望しておつた点でありまして、それが昨年の八月一日公布の運びに相成りました。漁民のみんなは非常に喜んでおつたのであります。それが、然るに今回この整理法案の中にそれが又取上げられまして、そうして全然元に戻すと、こういうふうなことが規定されておるのであります。それがこの十六条であります。そこで次にこのいわゆる二十トンから百トンまでに對して国が保険料の半額を負担する、こういうことの妥協性如何の問題を、これは昨年もいろいろ議論があつたのであります。が、ここで繰返して考へを申述べたいと思つております。

第一にこれらの漁船の所有者であります。これは普通には業種を申しますと、いわゆる以西底曳網漁業、これは東経百三十度以西でありまして、いわゆる以西底曳網漁業と申しておるものであります。それから東経百三十度以東に従事しております沖合漁業の以東底曳網漁業、こう申すものがあるわけでありまして、なお旋網漁業でありましか、或いはか、まぐろ漁業でありましか、こういうふうな業種が大体含まれるわけでありまして、これらは普通に申しますと、まあ捕鯨或いは北洋等と比べましてやや

ちかまでありまして、まあ沖合漁業と通称しておるのではありませんが、そういうふうな漁業が大体的内容をなしてあるのではありません。然るにこれらの漁業は、いわゆる終戦後いち早く漁業の制度の改革というものが取上げられまして、そこでいわゆる沿岸漁業調整があらたにありまして、そういう関係で沿岸には今日資源が非常に枯渇しておりまして、非常にシャットアウトを食います。更に又遠洋に伸びんといたしまして終戦後いろいろとやつて参つたのであります。御承知のよう、例え以西については李ラインというふうな問題があります。その他いろいろ各方面に制限を受けつつあるわけでありまして、そこで非常に終戦後これらのいわゆる漁業の業種というものに非常に経営難に陥つて参つて来ておるのであります。にもかかわらず、これらの漁業というものは非常に日本の漁獲量を上げる意味において非常に大切な地位を占めておると思つてあります。これは試みに考えて見ますと、成るほど隻数では非常に少量でありますけれども、併しそのいわゆる漁獲量でありますとか、或いは又いわゆる船舶でありますとか、こういうふうなものについては大体四、五割を占めるような状況であります。漁獲量につきましても詳しくはわかりませんが、戦前は大体沿岸の本土の零細漁民、これらと沖合漁民との比が大體沿岸が七割で沖合が三割くらいであつたかと思つてありますが、終戦後はこれらの漁業はだん／＼伸びつつありまして、大体五割、五割くらいになつておるかと思つてあります。そういうふうな、日本の食糧増産の見地

からこれらの漁業というものが非常に大切な地位を占めておるのであります。然るに先ほども申し上げたような事情で、現状は非常に経営難に陥つておる、こういう事態にありまして、何とかこれを打開する方法はなからうか、いろいろ考へまして、それはこれらに對する金融の問題、或いはこれらの船舶が緊需する漁港の問題、こういうふうな問題が非常に大切であるというので、いろいろと施策を政府におかれましてやつて参つておるのであります。併しながら大體その大きないわゆる資本漁業等におきましては、開港銀行その他からも信用力等がありまして、相當にこれは金も流れるのであります。又沿岸の零細漁業につきましても、中央金庫だとか、そういうふうなところからも融資の途はあるのであります。併しこれらの中間の存在がいずれにもつきませんで、実は宙ぶらりんの形に置かれておるのであります。これらを金融面等から援助する一つの裏付けといたしまして、是非とも保険に加入せしめることが何より大切であらう、かように考えられますので、我々としていたしまして、これを何とかして保険に加入せしめるように施策を講じたいというので、折角從來ありますいわゆる保険料の国家が半額補助する、この制度をこの際百トンまで拡張してもらいたという要望で、以てこういう法律の制定の運びに相成つておつたのであります。もう一つここで申述べたいことは、水産に關する保険は今日も相當に歴史は古いのであります。最初の漁船保険法ができましたのは昭和十二年でありまして、それから約十六、七年に達して

おるのであります。併しこれを農業の關係の農業共済保險等の發達の過程と比べますと非常に遅れております。水産につきましてもはひとり漁船保險のみしか今日まだないのであります。農業におきましては御承知の通り、大體なる農業共済保險制度がすでに確立されております。その金額におきましても、農業のほうでは何十億という國の補助が出ておるのであります。水産につきましてもは僅かにこの漁船保險だけであります。而も漁船保險の先ほど申しましたように、漁船保險に對する國家の補助金は年々僅かに七、八千萬円に過ぎないのであります。そういうふうな事情でありますので、この際この制度を一つ活用して頂いて、百トンまで拡張してもらつたというので、我々の懇願であつたわけでありまして、よく世間にはそういうものは資本漁業だか、こういうものは漁船の補助だか、こういうふうな必要はないのじやないか、こういうふうな声もたまには聞かぬのであります。併しながら先ほど申しましたような理由によりまして、これらの漁業というものは日本の食糧増産の観点から立つた水産業というものを考えますと、決して資本漁業でも何でもないものであります。これがいわゆる日本の普通のありきたりの中漁業であります。試みに、例えばこの二十トンから百トンまでの間の現在隻数を申しますと約六千隻あります。そのうちでいわゆる皆さん御承知の五柱關係の船といふものは僅かに五％くらいしか占めていないのであります。そのほかは全國各港に散在いたします。いわゆる沖合漁業の中堅をなしておるものであります。然らばこれら

を救うために予算がどれくらい要るか申しますと、大體一億一千万円くらい予算がございまして、これら二十トンから百トンまでのいわゆる中堅をなす漁船の義務加入が可能になるわけでありまして、これは勿論全部でございまして、五、六割を加入せしめていただきたいとして、約一億程度の予算で事足りるのであります。こういう意味で私たちは折角できましたこの遅れております水産業のこの保險制度の中で唯一の頼みとするこの制度を二十トンから百トンまでに拡張いたすことによりまして、これらの中堅漁業の經營の安定を図りまして、外に向つては輸出原料になります。漁獲高を上げ、うちに對しましては各地方の大衆漁業、さばでありますとか、いかでありますとか、或いは又さんまでありますとか、こういうふうな大衆漁獲をできるだけ大きくするということは、今日の日本の自主經濟を立てる上におきましても非常に不可欠な緊要事であると思つてあります。

次に先ほどこの経過におきまして申述べましたようにこの法律は御承知のやうに昨年の十六国会であります。要するに政府が満期保險を含んでおりました法律の一部を改正する法律を出しました際に、衆議院におきましてこれは議員のかたから特に提案があつて、そうしていわゆる修正に相成つて成立しておつた法律であります。そういう経緯がございしますので、先般来二十九年度の予算の編成に當りまして、政府当局としていたしまして議員が立法されたものと一官庁である水産庁が適当に妥協するということはどうしてもしようがないというふうな事情で、又議員のほうにおかれまして、これは法律で作つたものであるから當然予算をつけるべきである。そのよしあしは国会で論ずべきであるというふうにも言われまして、これも御尤もでありますので、我々はいわゆる漁民の代表といたしましては、何とかしてもらいたくはないが、今日に至つたやうな事情であります。そういうふうな意味におきまして、而もこの法律は四月一日から施行になり、公布は八月一日であります。昨年の……従つて實際言いますと、一遍も施行を見ずしてとの原案に復活するというやうな態勢でありまして、この点は私はよくわかりませんけれども、甚だ奇怪だと思つてあります。同じく水産の条文で三六条にございまして、このうちの特にこの十六条につきましても……前の十三条なり十五条につきましても、これはたしかこれも詳しく正確ではございせんが、漁業調整委員會に對する補助はこれも法律で金額であると思つてあります。が、過去二年間に亘つて實際にその法文通り実施されておつたと思つてあります。それが又十五条につきましては、これも一年であります。か、法律の通りに実施されました。然るに十六条につきましても、これはまだ目の目を見ないうちに閣内閣に葬むられるというやうな事情になります。而も我々が水産業の金融政策として唯一の頼るべきこの漁船保險ということの漸進的な拡張の芽を出した、こう思つて非常に喜んでおりましたものが、こういう機会に萎縮を食つてもとに戻されるというやうなことは非常に遺憾に思つておるのであります。どうか

そういう気持ちでありますので、何とか一つ慎重に御審議を願ひまして、我々の願ひが達成できますようにお願いしたいのであります。

○委員長(松永義雄君) 次に日本自動車工業会理事中西忠一君に願ひます。

○参考人(中西忠一君) 中西でございます。このたび政府の予算措置に従ひまして自転車事業法に基づきます国庫納付金を一時お取りになることをおやめになるというに相成りました。昭和二十五年以来その国庫納付金の一部を預けて自転車事業にいろいろ努力をして来たのであります。突如として今回そういう措置に相成りますことは非常に困つたことでございまして、一応私どもが今までこの恩恵に浴し、又私どもが努力をいたしました点につきまして簡単に御説明申下げて、又皆さんがたの御善処をお願いしたいと思ふ次第でございます。

自転車就按法第一条にございまして、この目的の一つは自転車の改良、増産、輸出の増加並びに国内需要の充足に寄与するということでございまして、順次こういう方面について御説明を申上げたいと思ひます。

二十五年以来二十八年まで私どもが頂いております金は、十九億四千万円でございます。これらが自転車の改良、増産、輸出の振興はた又国内需要の充足に使つて参つたのでございまして、品質の改良、そういう面につきましては、外国の自転車に比しまして非常に鋼材の材質その他が劣つておりました関係上、電鍮鋼管、電鍮と申しますのは電気で熔接した鋼管でございますが、電鍮鋼管の普及でございます。

か、或いは強力鋼管の利用、これは特殊鋼管でございますが、自転車の目方を軽くしますために、そういう特殊の鋼管を使うような方面にも使つて頂き、又軽合金の利用でございますとか、更に熔接塗装、鍍金の合理化等に使ひまして、品質の向上を図つております。

次に生産の面でございますが、戦前の昭和十二年の生産量を一〇〇としたとしますと、その当時が過去において一番の自転車の生産の最盛期でございまして、そこを一〇〇といたします。昭和二十年には零でございまして、その後徐々に上つて参りまして、二十五年には大体戦前の最高レコードまで復活し、その後二十六年には一四四、二十八年には一五五、二十九年には一五五とございまして、生産も上つて参りましたのでございまして。

なお次は輸出の面でございますが、輸出につきましては昭和二十四年が二百六十六万ドルでございまして、その後この補助金を頂きました以後の二十五年からは五百二十五万ドルになり、二十六年には一千九百九十八万ドル、二十七年には一千九百九十八万ドル、二十八年には一千九百九十八万ドル、二十九年は一千九百九十八万ドルとございまして、輸出振興につきました。国家としても非常に重要なことでございまして、今後においても極力この方面に力を注ぎたいと思つております。幸いこのお金で海外に二十数カ所に市況報告をしております通信員を置きまして、刻々に外地の市況を知らせて頂いておりますこととか、或いは又カタログを編纂いたしました世界津々浦々へ日本製の自転車のカタログを送らせて頂いたり、又外地に各市場を視察する班

を作りまして毎年三団体、四団体くらいが各方面へ参つております。なおその際には日本の自転車の見本も携帶いたしまして、そして外地に向うへ行きまして展示会を開いたりしてその販路の拡張に努めておるわけでございまして、お蔭様で今まで余り行かなかつた東アジア方面とか、或いはスウェーデンとか、イタリヤとか、そういう、まだ量的には少いのでございまして、ぼつ／＼引合ひが参つて来ておるような状態でございます。

次に国内需要の充足の面でございますが、戦争のために殆んど自転車も少なくなつておりました。終戦時には概略国内は四百万台くらいしかございませんでした。昨年我々の手で各市町村に御照会申上げて調べました数字によりますと、千六十万台の保有量になつておりました。大体人口八人について一台くらいの割合にまで充足されて来たような状態でございます。

なお先ほど申上げました十九億四千万円の使ひました項目別の金額のおよそを申上げますと、品質の改善、技術の向上の面に三億二千万円、中小企業振興に一億一千二百万円、輸出振興に三億二千五百万円、それから融資の面に十一億五千万円、大体そういうふうになつておりました。その残りは事務費でございますとか、指導調査費用、主として官庁の事務費になつております。そういう状況でございます。

それから自転車の価格でございますが、一般の物価指数と比べて自転車がどの程度にあるかということをお調べしたいと思ひますが、日本銀行の御調査によります全国卸売物価指数を昭和二十三年の一月を一〇〇といたしま

すと、二十八年には四一・六・三と相成つております。そのうち金銀及び金銀製品の指数が同じく二十三年一月を一〇〇といたしまして二十八年には五六・三、これらに比較いたしますと自転車の卸売価格がやはり二十三年一月を一〇〇といたしまして二十八年には三四・〇でございまして、ほかの一般金銀製品に比べて値段の上つておるのも非常に少ないというのが、こういう振興費によりましてコストの低下、その他に非常に努力した結果が現われて来ておるのじやないかと、私どもは思つておるようなわけでございまして。

なお来年度、再来年度にいろいろ私どももいろいろ計画を持っておりますので、この際これがなくなるといいますことは、業界といたしまして、又国家といたしまして、輸出振興或いは国内需要充足というような面でも多々困る点がございますので、どうか何らかの形で結構でございますから、是非引續いて助成金を頂きますように御配慮賜りますれば誠に幸甚と存する次第でございます。甚だ簡単でございますが……。

○委員長(松永義雄君) 次に日本開発銀行総務部長正宗猪早夫君に願ひします。

○参考人(正宗猪早夫君) 開発銀行といたしましてこの法律案に関係がございまして、第二十一条でございまして、開発銀行が利子補給を受ける規定を当分の間適用しないということでございます。開発銀行は御承知のように政府機関でありますので、利益金は全部、全部と申しますとちよつと間違ひでございますけれども、考え方といたしましては全部、一部は開発銀行の内

部に保留いたしましたが、併し結局帰属するところは全部国のほうに戻す、利益金の全部は納付するという、国庫納付をするという建前になつております。従ひまして補助金を頂戴して、それを又国庫に納付するというようなことになりまして、その関係は行つた来たりということになる現状でございます。現在は開発銀行の成績は相当の利益を上げる段階にありますので、補助金を頂戴すれば、それだけ利益が殖えて、それだけ又国庫へ納付するといふふうに行つたり来たりする形になりますので、当分の間適用しないということについては特別の異議はない。開発銀行としてはそれだけでございまして。

○委員長(松永義雄君) 次に私鉄経営者協会専務理事足羽則之君。

○参考人(足羽則之君) 足羽でございます。私の申上げますのは、この改正法律案の第二十二條地方鉄道軌道整備法の規定の読替、即ち地方鉄道軌道整備法第八条に「相当する金額を補助すること」がございまして、相当する金額を算定の範囲内で補助することができると書いてあります。これを、「相当する金額を限度として補助することができ」というふうにして読替えるという改正案に対する意見を申上げるわけでございまして、現在の整備法の規定を拝見いたしますと、予算の範囲内で相当する金額を補助することができると書いてありますので、この「限度」として書き直すと実情においては特に大した相違がないように解釈できるであらう。こう考へております。従つてこの改正案に対して特にどうと申上げる意見はないのでございまして、併し「限度」として」という表現にいたしますと、補

助相当額がだん／＼下のほうに切下げるといふ含みがあるような表現でありますので、そういう意味で反対の意見を持つておるわけでございます。少し簡単でございますが、私鉄の問題について申し上げたいと思うのであります。が、いやくも地方鉄道軌道整備法が制定をされて、補助することが必要と認められた鉄道、一定の条件を備えた鉄道に対して補助することが必要と認められた場合に、その相当な補助という点を切下げるといふふうな行き方は、実は我々としては甚だ感服しない、こう考へておるわけであります。この整備法で補助の關係の条文を見ますと、非常に／＼な嚴重な制限が加えられておりました、国の産業の開發、或いは運輸の確保、或いはこの産業の振興上必要な新線及び大改良工事に対する補助と、それから老朽した地方鉄道で、而もその運輸を繼續しなければその地方の國民の生活上著しい障害のあるもの、つまりいずれもこの三つの鉄道は國民生活上その存立が必要なものとして認定される鉄道に対する補助でございます。従来地方鉄道に対する補助は、昭和二十二年まで働いておりました地方鉄道補助法があつたのでございますが、これが昭和二十二年以来停止になつて、この整備法が施行されますまでは北海道拓殖鉄道に対する補助の規定が存在してありまして、いずれもそれらがこの整備法の規定によつて新しくその精神を活かされ、或いは引継がれたわけでございます。新線なり或いは大改良工事の、特に國民生活上、産業振興上必要なものに対する補助というものは、終戦後の非常に金利が高騰いたしました

異常な状態で、而もそれらの鉄道に対する補助の必要性が認められて新らしく法律が制定されたものと、こう考へますと、又第三点の老朽化して、而もその存立が地方にとつて必要な鉄道といふものは、これは私鉄と申しますものが非常に収益性の少い企業でございまして、而もこの地方の國民生活上非常に密接な結びつきがありまして、たとえその収益が経営上の非常な障害になつて、経営を維持して行くことができない場合でもそれを廃止することがなかなか／＼困難でございます。従つてその鉄道に対して適當な補助を与えて、その存立を図つて、その地方の國民生活との結びつき、その存立の必要を維持する、こういう観点からこの整備法が制定されたと思ふのでございまして、併しそれ／＼の鉄道につきましても非常にこの嚴重な条件が加えられ、又將來これらの法の運用に當つても実情に適し、且つ嚴重な査定が加えられて補助額が与えられるものと、こうまあ考へております。ただそれらの点を考慮いたしまして運輸行政の將來の一端を示すものとして、我々としては非常に歓迎をいたしておつたのであります。この法律は昨年成立して予算措置として現われるのは今年が、二十九年度が最初かと思ふのでございまして、その最初に當つて先ほど申し上げましたような補助額を削減するような含みのある表現に諸替へるといふことは、現行法と実は大した違いがないような感じがいたしますので、特に強く反対という申し上げ方をするわけではございませんが、そうした意味においてその削減をする含みがあるという感じがいたしますという点において、私としては反対

の意見を持つております。ただこれらの法律の實際の運用に當つて真に補助する必要がある鉄道について十分その実情を検討され、そして必要な補助額を適正に定めて頂くという行政の適正な運用を期待をいたしつつ、この改正案に対する意見を申し上げる次第でございます。

○参考人(佐藤和三郎君) 委員長、言ひ残した点がありますので……競輪、モーター・ボート、或いは小型自動車競争法に基きます国庫納付金制度の停止という法案であります。これに關しまして、最近通産省或いはその他にこの一部を又復活しようというこの法案と逆の運動を現在展開しておるやうに聞いておるものであります。これは業者といたしまして、又都道府県、或いは施行者としていたしましては絶対反対を唱へておるような点もあるわけであります。若し事業の振興その他工業の振興という意味におきますならば、どうしても補助金をやるということならば、自転車振興会において交付するという方法をとつたらどうかというものが私どもの意見であります。と申しますのは、御承知の通り、自転車振興会には競輪その他の施行者から売上げの三分を支給しておるわけでございます。ところが實際の経費はその三分の二しかかかつておりません。三分の二というものは自転車振興会が勝手に使へる、非常にそこに無駄があるわけでありまして、贅沢もいたしておるという状況はすでに御承知の通りであります。これらから資金をとるといふのならば問題は無いのじやないかというふうに考へるわけであります。この点、た

けを附加して申し上げたいと思ひます。

○委員長(松永義雄君) 以上で参考人の意見の開陳が終了しましたので、これから質疑を行いたいと思ひますが、日本開發銀行總務部長の正宗猪早夫君が急いでおられますから、成るべく同人对する質疑を先にして頂きたいと思ひます。

○小笠原三男君 只今正宗さんのお話では、国と開發銀行の關係は、行つたり来つたりの關係だから特別に異議がない、この法律案で異議がないという御発言でございしましたが、それは今後の造船割当等がなくなつても、今までの融資の利益金でこの利子猶予分は賄ふて行けるから異議がないというのか、國庫納付をするほうの金を操作してやういふことによつて経営上異議がないというのか、この点もう少し詳しく、私全然素人でわからぬのでお知らせ願ひたい。

○参考人(正宗猪早夫君) 只今の御質問にお答え申し上げます。船會社企業の利子の實質的な負担は、若しこの前の法律が生きております場合には、一應差当りは三分五厘ということになつておるわけでございます。そうして企業が將來成績を挙げて相當の利益を挙げるようになった場合には、その受けた補給金を國庫に返すというふうな利子補給はなつておるわけでございます。従ひまして開發銀行が差当り、この前の法律が生きておりますときには、開發銀行としては、開發銀行の予定の定まつた利率を受入れて、企業としては三分五厘の負担で、將來の利益の時期まで当座を凌いで行くのが前の法律の建前でありました。今度この改正によりまして、企業の側は當然補給

金を受けないので、開發銀行としては所定の金利を全部とるといふ建前になるわけでございます。従ひまして企業の負担が増えることになるわけでございます。ところで開發銀行といたしましては、その場合金利の徴収を猶予して、將來企業が力が出て来たときに猶予した部分の金利をとる。そうしてそれを開發銀行の収入に上げて、その際に國庫に納付するということで、企業の側の差当りの負担は利子補給を受けたいのと實質的に同じようにしてやる、且つ開發銀行は現在すぐ納付するか、將來それが入つて来たときに納付するかという時間の差になるということに片付けられると考へておるわけでございます。

○小笠原三男君 次にもう一点伺ひたいのですが、同じこの利子補給と申しますか、これがなくなれば開發銀行の責任で猶予するといふ点ですが、それは二十八年度でどのくらい、二十九年度でどのくらい金がまあ猶予されるといふことになるのかお知らせ願ひたいと思ひます。

○参考人(正宗猪早夫君) 私実は今手許に資料を用意いたしておりませんが、極く漠然とした話で恐縮でございますが、大体の見当を申し上げますと、船の融資の残高がざつと九百億円見当になつております。それに対して利息を六分五厘とらうというにいたしております。それに対して三分五厘の猶予でございますから、三分五厘を船會社からとつて、三分を猶予するといふことになりまして、九百億の年に三分、三％です、九百億の一割で九十億、三％でございますからざつと三

分の一、二十数億になるという見当でございます。

○小笠原三三男君 その六分五厘にするというのは本年の二月頃からのことでしょうか、過去もそれは七分五厘、或いは六分、或いは七分五厘というふうなところに、変動があるわけですが、それらを加味して考えた場合の二十八年度の利子猶予はどれくらいになりますか。

○参考人(正宗猪早夫君) ちよつとはつきりいたしませんのでございませうが、二十八年度はこの法律が施行されましたのが八月の十五日からでございます。従いまして二十八年度中の四月一日から八月の十五日までは猶予は全然ございません。

○小笠原三三男君 次に伺います。そうするとこの現行法の利子補給の分は、開港銀行に政府は金を出しておるわけですが、完了しておりますか。

○参考人(正宗猪早夫君) まだ完了いたしておりません。

○小笠原三三男君 幾らぐらい出ていますか。

○参考人(正宗猪早夫君) 一億数千万円、ちよつと数字がはつきりいたしませんので恐縮でございます。

○小笠原三三男君 あと幾ら開港銀行としてはとる分があるわけですか。

○参考人(正宗猪早夫君) それだけでございませう。

○小笠原三三男君 じゃ、あとはやめてしまふわけですか。現行法での利子補給分は一億幾らで全部ですか。

○参考人(正宗猪早夫君) さようでございます。この法律が活することになればでございますね。

○小笠原三三男君 そうではなくて、二十八年度中に政府が利子補給しなければならぬとして、三派修正で昨年作った予算があるわけですが、予算のうち支払つたものが一億数千万で、現在までは……

○参考人(正宗猪早夫君) まだ頂いておりません。

○小笠原三三男君 現在……

○参考人(正宗猪早夫君) 今三月中旬に頂戴するように計算をいたしておるわけでございます。

○小笠原三三男君 三月中旬にもう分の決算額は一億数千万でよろしいと、こういうわけですか。

○参考人(正宗猪早夫君) これは現在活きております法律の建前が……、建前はちよつとはつきりいたしませんですが、計算方法は後払い、半年分を経過したものを半年後に払うという補給をするというやり方になっております。従いまして四月から九月までの半年分、ところが法律の施行されましたのは八月の十五日から九月三十日まで四十五日分を二十八年度としては政府は補給すればよろしい。開港銀行としては九月の三十日まで四十五日分しかもらえないという建前になっております。

○小笠原三三男君 そうすると九月三十日以降の二十八年度中の利子補給分は、この法律が通過しますとストップされる、こういう考えでございませうか。

○参考人(正宗猪早夫君) 私どもはそう了解いたしております。

○小笠原三三男君 そうすると船会社なり造船会社なりそれらは、金融面においてはその利子補給の分があるものと考えている……計画を立てたという分があるでしょうが、実際それらは組閣を来たさないのですか。

○参考人(正宗猪早夫君) これは市中銀行の融資に対する利子補給も同じ扱いをいたしておりますから、そういう間違いは起らないと思ひます。

○青柳秀夫君 正宗さんにちよつとお伺いしたいのですが、今の点、利子補給があるという点では、船会社のほうが非常に違うと思うのでございませうけれども、利子の補給だけされるのと、全体の普通の利息を払うのでは、船会社のほうでは非常に負担が違ふわけでございますね、借手のほうから言へば、銀行に對して。今の御説明ですと、國の機関だから利子の補給はなくても、銀行のほうの立場は大して全然変わりはないという御説明でございませうけれども、その点は私船会社のほうから規定の利息が入つて来るのと、それから利子の補給をされて差額だけ船会社から入つて来るのでは、大分趣きが違ふので、やはり利子補給のあるほうが銀行の経営は楽なんじゃないかというふうに思ふのでございませうけれども、全然同じでございませうか。

○参考人(正宗猪早夫君) お話のように違つて参りますが、結局長い目で見た場合には、利子補給を受けた会社は、それ或る程度の成績を挙げた場合には、それを國に返さなければならぬ建前になっておるわけでございます。従いまして猶予してもらつたとか、私どもは徴収を猶予するわけですが、徴収を猶予した場合と、補給を受けて決済をつけた場合と、その差が会社の場合には時期の問題として出て来るだけで、いずれにしても補給を受ければ遠い将来で非常に成績がよくつたときに返すと、それから私どもが猶予した場合には、補給金を返すほどのところまで行かなくても、会社に利益が出たならば返してもらつて、猶予したものを取上げようというふうな考へておる。その時期の差だけと私どもは考へます。無論銀行の経理から申しますれば、先ほど申し上げましたように、もらつたほうが銀行の経理はよろしいございませうが、そのもらつた利息をすぐ國庫へ納付するので、私どもとしての勘定尻は同じことになる。今現在と同じことになるというのを申上げたわけでございます。

○青柳秀夫君 もう一つだけ……船会社のほうに猶予をされるというお話でございませうが、その点は規定の利息だけでなしに、利息全部を猶予されるのですか。その差額の利子補給の分だけを猶予されるのですか。どういふうになるのですか。

○参考人(正宗猪早夫君) 利子補給があつたのと実質的に同じようなものだけを納めなければならぬものだけを先ずとつて、補給があつた場合には船会社の負担にならなかつた分は徴収を猶予してやる。

○青柳秀夫君 それはあれですか。何か規則できまつてゐるのですか、銀行の中心でおやりになるのですか、どういふ建前でございますか。

○参考人(正宗猪早夫君) これは銀行の中心でございませう。勿論そこまで参りますのは、政府の意見も頂いておりませうが、政府としてはこういふことを、こういう考へであるからよろしく頼むというふうに政府の意見も頂いております。

○青柳秀夫君 開港銀行自体のその経営内容は今相当な利益があるというふうなお話も伺ひましたけれども、補給金、利子補給がなくても相当な利益はあがつてゐるのでございませうか。

○参考人(正宗猪早夫君) 案がつております。

○小笠原三三男君 私特に銀行屋でもなんでもなし、金を借りたこともないのでわからんのですがね、あなたの話で聞くと、開港銀行自身は利子補給なんというふうなことはどうでも、経営上はちよつとも困らないという建前のお話があり、又そのことが船会社でも、政府が利子補給する分は船会社は無論支払われない、利子補給がない場合には、開港銀行はその部分は猶予するのだから船会社は困らない、初めからそういう建前なら、何か三派修正によるわざ／＼利子補給なんて要らない銀行法をつけて無理やり使へ、使へと金をやつたのはどうもおかしいと思ふのですが、開港銀行のためにもしも船会社のためにもしも三派の修正でなんかに譲がれてやつたというの、は、どうも解せないのですが、やつぱりいいことがあるのじやないですか。

○参考人(正宗猪早夫君) 只今の御質問にお答え申し上げます。これは開港銀行はそういう形で開港銀行の現在入るべき利子を取り得ないという状態にあることは、開港銀行自身としてはいいことではないといふことははつきりいたしておるわけでありませう。そこで利子補給を受けたいといふのは、開港銀行の一つの考へである。同時に、開港銀行は政府機関であるから、利子補給を

受けてそしてその補給を受けた利益を挙げて、それを國に納付するということは、先ほど私が申し上げましたように、行つたり来たりとの関係があつて無駄ではないかという考えが別の一つの意見でございます。そこで開港銀行といたしましては、行つたり来たりではあるかも知れないけれども、開港銀行の建前からはそういう利子は補給を受けても銀行の何と言いますか、勘定はきれいなものにしたという氣持があつたわけでございます。そしてそれが予算の上からできる間はそういうことをして頂いたら開港銀行はよろしいということ、利子補給のときに法案には入つたわけでございます。併し國の財政が非常に苦しくて、そこまでやらなくても開港銀行はもと／＼同じことではないかという御意見が出たときに、それはそうおつしやられればさようでございます、行つたり来たりになるのはなか／＼無駄ですから、それでは私どものほうで徴収猶予というやうなことをやつてもこの際渡けるから、それはそれでも結構ですから、こういう話になつたわけでありませう。

○小笠原三男君 それで結局そういう便法があるとするならば、開港銀行の経営のためには一応この利子補給ということは必要なことである。不必要という語弊がありますが、是非にという問題ではなかつたと思われませう。又船会社のほうでそういう開港銀行の中心で猶予等がなされて、実質的に利子補給をされた場合と変らないというところであるならば、これも又どうでもよかつたわけでありませう。それが今日汚職等の問題で利子補給というものが船会社或いは造船会社等の間にか

らんで行われているというふうに私は聞いておるのです。又そういうことがあつたればこそ、昨年の参議院予算委員会等においては強引な手続を以てこの三派修正を議決したといういきさつもあつたのではないかと我々は推察している。あなたに聞くのはちよつとどうかと思われませうが、船会社が必ず都合がよくなるからこゝろ／＼ない金が各方面に使われたのだと思ひますか、どうですか、都合がいいわけですか。

○参考人(正宗猪早夫君) お答え申し上げます。船会社にとつては利子補給を受ければ、少くとも現在、将来よくならないですつと行つても、補給を受けただけは國に返さなくて済むわけですから、よくならなければ、而も義務は果たされておりますから、その限りにおいては船会社が有利であることははつきりいたしております。ただ國としては、ただやりつ放しではいけない。将来よくならなければそれは返すという条件は無論つけたわけでございます。将来よくなることを考えれば同じになるというところは言えるわけですから、開港銀行のほうではこれは全部取るつもりで貸しております。貸しておきますが、それを別な言葉で申上げれば、船会社は将来よくなるであらう、或いは持船を流し払えばそれによつて元金を返す以上利息の溜まつている分も返せるやうなことになるであらう。従つてそのときまでは利息を取るのを待つてやる。そのときに全部取るということではまあ今は差支えないであらう。むしろ逆に船会社のほうではそうしてやらうことは、当面の苦しさを一時でも先に延ばすということができるといふ意味で有利になると思ひます。

○小笠原三男君 そうすると、あなのお話を聞けば結論としては船会社が有利になるというの、今の金融事情で今有利だということではなくて、将来先々に行つてこの経営上不振であらばいつ／＼までも金は支払われないで済む、或いは景氣がよくなつたというやうなことも、認定の仕方によるので、又そのときはそのときのことだから、結局利子補給というの船会社が初めからもうたうというか、返さなくてもいいというか、まあそのときはそのときのことだということ、もうやうな氣持であつたからこそ、そういう過去にあつたやうな運動が熾烈に行われたというふうな考えざるを得ないのですが、大体その辺でしようか。

○参考人(正宗猪早夫君) これは法律では一割以上の配当ができるやうになつたときに返すというやうなことになるのであります。ですから一割未満の配当ですつと辛抱していれば、返さなくてよろしいということになると思ひます。補給金の場合、私どものほうの場合、猶予いたしましたも、それはたとえ配当はできなくても、決算面で利益が出るやうになつたならば、猶予した利息は返してもらつたやうなことにしたい。そこに補給金と私どものほうの猶予との間には差があるわけでございます。

○小笠原三男君 そうすると将来、何十年先のことがわからんやうなことにために、国会は昨年は一生懸命面倒を見てやつた。今日、明日も困つていて、それ自身のことはさておいて、遠い将来まで慮つて利子補給をしてやつたというやうなことは、これは大変なことだともあつたは考へざるを得ません。まあ少くとも今の総務部長さんのお話で、操作上はこの利子補給というものは大した、今々外航船舶を増強するといふために効果を挙げるといふものでもないというやうな点ははつきりしたように思ひますので、まあこの程度にしておきます。

○参考人(正宗猪早夫君) ちよつと私の御説明が或いは悪かつたのかとも思ひますが、むしろ問題は将来ではございませんで、現在そういう猶予なり利子補給をしてやるといふことが、会社は非常に助かるわけでございます。そして将来よくなつたときにはもと／＼銀行なりの立場から言へば、将来よくなつたらばきれいに直せ、きれいに片付けろ、それまでは待つてやるといふことでございませうから、会社はいつ一番均霽を受けるか、恩恵を感じるかと申しますれば、目下、現在が一番有難いというところになるわけでありませう。

○小笠原三男君 まあ欲深く考えればね。

○参考人(正宗猪早夫君) 将来は利益が出れば、これは必ず返すというところでございますから、その点を会社が勝手に、例えば補給金の場合、もつたやうなもので、そのときはそのときで又片付けようというやうな氣持でも若しあつたならば、それは確かに間違ひであらうと思ひます。

○小笠原三男君 私と言葉を返すやうで失礼ですがね。どうせ返すものであるならば、同じやり方で開港銀行が面倒を見てくれるということなんですから、だから利子補給の必要は初めからなかつたと断ぜざるを得ないじやないですか。それを利子補給をあれほど強引にやろうとした限りにおいては、やはり船会社の心がまえは、銀行そのものから何の根拠もなしに、氣心で借りること、政府自身から法律に基いて補給されることにおいては、考へ方が随分違つてゐる。肚の中ではです。そう思うよりはかかないじやないですか。

○参考人(正宗猪早夫君) 利子補給は開港銀行からの融資だけではございませんで、むしろ市中銀行の融資に対する利子補給というのがそも／＼実は立法の最初の考へ方であつたわけですから。現在でもこの削除されましたのは、開港銀行の分だけでございまして、市中銀行の融資の分については、まさに利子補給の必要があるというところで、残つておるわけでございます。

○小笠原三男君 だから市中銀行の分は市中銀行の分として、今の金融の操作上必要であると仮にしますよ、しなくても開港銀行の場合に關しては、初めからこういうふうな当分の間適用しないというところではなくて、必要でなかつた法律だ、この部分は、この本法のほうでも当分の間利子補給をするというのが本法のほうの建前だ。そのほうでも当分の間とあるのですから、従つてこれも又当分の間適用しない、当分の間利子補給をする、当分の間特別で利子補給をしない。これは立法上からいつても私たちがおかしいと思つてゐるのです。それが開港銀行に關してだけ……何と言ひますか、行つたり来たりの問題を一掃一からげに過去においてやつたという点が、私も無意味だつたということを申上げてゐるので

すから、大体そういうふうな客観的に
は考えてよろこびますか。

○参考人(正泉猪早夫君) どうも、一
言申し上げると長くなるのでございま
すが、先ほど開発銀行としては利
子補給をもらいたいという考え方があ
るといふこと、利子補給をもらわな
くともよいという考え方があるとい
ふこと、二色申上げたのです。こ
れは政府金融機関のあり方として、二
つの並行した、相調順する考え方があ
るわけです。そして開発銀行を自主的
に運営すること、大いにその自主性
を尊重しようという考え方があれば、
これは補給金を是非開発銀行から言え
ばもらすべきであり、国から言えれば
すべきである。それが開発銀行の独立
計算、自主性というものをはつきりさ
せ、銀行らしくさせるということにな
るといふ考え方は、併し開発銀行は
政府機関であつて、国の機関ではな
い。従つてその間で行つたり来たりす
るといふようなことはつまらんこと
ではないか、はつきり一体としてやつ
て、ちつとも差支えないという意見も
勿論あるわけございまして、そのほ
うからすれば、初めから補給金を開発
銀行に出すべきではなかつたというこ
とに反るわけございまして、開発銀行
といたしましては、これは自主性を尊
重して頂きたい。銀行らしい経営をや
らして頂きたいというふうな気持は非
常に強く持つております。従つて補給
金を出して頂いたほうがよろしいとい
う感じも、少くとも前には非常に強く
持つておつたわけですが、併し財政の規
模を圧縮するというような御趣旨であ
り、且つ考えようによつては、行つた
り来たりになることでもあるのだから

ら、それではやめるという御意見があ
れば、それはそれで結構であらうとい
うふうになつておりました、これは議
論をいたしまして、どちらがどうとい
うふうにはなか／＼言ひ切れないも
のではないかと考えております。

○小笠原二三男君 最後にもつと
伺ひしておきますが、造船関係で、融
資した金で、期限が来て支払になつて
おらない金額は幾らですか。そういう
のがございまして。

○参考人(正泉猪早夫君) ちよつと私
細かい数字を実は用意しておりません
ので誠に恐縮でございますが、先ほど
の利息のように、極く大ざつぱな数字
を申し上げます、当初の融資契約をそ
のまま持つて来て期限が来たそのとき
に金が入つた、或いは入らないから待
つてくれというふうなことでございま
すが、大体船は期限十五年で融資して
おります。そして当初の三年間は据置
きでございまして、開発銀行の場合、こ
れはその間は市中銀行の借入金返さ
せるようにしてあるわけでありまして。
開発銀行は三年間期限は据置きでござ
いまして、従つて三年半目から全体の融
資額の二十六分の一ですか返して来
ることになるわけでありまして、昨年
の外航船につきましては、昨年の十一月
頃からぼつ／＼第一回の支払期限が来
ておるわけでありまして、それは第五
次船と申しますか、第五次船、第六次
船というふうな年の船からぼつ／＼第
一回の返済期限が来ておるわけであり
ます。金額的にいへばたしか二十数億
円だろ／＼と思ひます。

○小笠原二三男君 それが入つてお
りますか。

○参考人(正泉猪早夫君) 入つたのも
ございまして、こちらで期限延長をい
たしましたのもございまして。

○小笠原二三男君 入つたのは幾らあ
りますか。これだけはわかりでしよ
う。

○参考人(正泉猪早夫君) 十億くらい
でございまして。

○千田正君 さつき正泉さんのお話で
は、利子補給を受けておる会社が一部
以上の配当がでない間は待つてやる
と……、そうしますとその会社が一部
以内の配当という場合においては、こ
れは或る程度利子補給を返す分まで場
合によつては配当の中へ繰入れてそれ
を株主配当をする場合もあり得ます
ね。

○参考人(正泉猪早夫君) そうでしよ
うね。

○千田正君 ですから私から言へば、
その船会社の運営というものは誠に
らくりであつて、たゞ配当に似たよう
なことを或る場合においてはやり得
る。現実には利益が挙つておつても利
子補給金を資産内容においては、資産
表の中においては或る程度棚上げに
しておいて、そして配当は配当でやつ
て行く。そうするとそれは堅実な会社
の運営内容ではないといふことを言ひ
得るわけですね。

○参考人(正泉猪早夫君) それは利子
補給法の建前は私はそうだと思ひま
す。

○千田正君 そうしますと……、却
つて会社を助けるためにやつたような
ものであつても、実際には健全な会社
の運営であり且つ又株主に対しては不
健全な配当であるといふことも言ひ得
るわけですね。

○参考人(正泉猪早夫君) 利子補給法
については実は私どもに直接今となつ
ては関係がないのであります。余り意
見は言へませんけれども、それを会社
の不健全になるということにはならな
いと思ひます。

○千田正君 これはまあほんの参考ま
でに聞いておるのであります……。

○参考人(正泉猪早夫君) これは利子
補給を国がしてやる、そのしてやつた
利子補給額を取立てよう、いつ取立て
ようか、どういうときに取立てようか
という考え方だと思ひます。会社とし
てはやはりあとにしてくれたほうが会
社のためにはいいでしょうね。

○千田正君 私が会社の運営に当る人
間であつたとすれば、利子補給を頂戴
しておる分は、或る一定の期間が達す
るまでは、それを運用の中へ繰込んで
行く、当然あなたの方へ返さなければ
ならない、市中銀行へ返さなければ
ならない、その逆に株主の信頼を繋
ぐためには、たゞ配当の中に、七分配
当するところの中に二分なら二分を利
子の分を繰入れても配当はできるわけ
なんです。私が会社の運営当事者なれ
ば長い間そういうことはやり得る。そ
ういふことは決して会社の発達を、健
全なる運営を助ける意味じゃなくて、
むしろ私は健全なる運営を助ける意
味にしかならないといふふうに私自身
は考へるのですが、これはどうお考え
ですか。

○参考人(正泉猪早夫君) 利子補給を
受けてしまへば、会社は市中銀行なり
開発銀行に……返済の義務はないわ
けです。補給金を銀行が受けておらず
から、返済の義務が銀行なり会社には
ないわけでありまして。会社としては政
府に対してそれをいつ返すかというこ

とでございまして。政府に対していつ返
すかといふことは、政府のほうで或い
はまあ法律上の建前からいつ返せと言
われたときに返すわけでございますが、
それは或るべくゆつくりさせてや
らうというほうが会社にとつては実力
が早くつく。これは配当額を問題にす
れば全く逆になりますけれども、その
点は配当をやれば、仮に増資ができる
とかいふようなことも考えられるわけ
でございまして、そのこと自身が会社
の経営を不健全にするとかばかりは言
へない。不健全にする面もあるかも知
れません。併し不健全にするとかばかり
は言へないと思ひます。

○千田正君 これはよほど非常な、良
識上立派な人格者が運営に当れば、相
当に政府の意向も汲みしやつて行ける
のですが、仮に相当ひどいのがありま
すると、全然利益が上らなくても、或
る場合は株主の信頼を繋ぐ場合には、
そういう利子補給された分が一つの会
社の当分の間利益に見て配当へまわす
こともあり得ると私は思ふ。そうして
そういうことは果していいか悪いか。
これは一方においてはあなたのおつし
やる通り一応その会社の運営をスム
ーにするために、会社の信用を付ける
ために、その繁栄を図るためにという
政府の気持はわかるが、逆にこれを利
用する場合は、或る程度政府の金、国
民の税金を使つて、株主には一部配当
までは、利子に廻すべき分を廻わし
て行くといふそういうこともあり得る
のであり、これは我々としても相当考
えなければならぬ点もあるのでもし
うが、今のお話で大体会社のからくり
がわかりましたから、私はそれで了承
いたします。

第十條の四によつて漁業關係の調整に要する經費はもつぱら國の利害に關係ある事務であつて、地方公共団体はその經費を負担する義務を負わないとあり、財政法の改正なき限り法律違反となるので賛成したしかねる、こう言つ

對に入らんのじやないか、かように思
います。

○千田正君　もう一点、第十五条の水
産資源保護法、これはまあ浅海増殖と
かいろ／＼内水面の問題があると思ひ
ますが、こういうものを全然やらない

でもらいたい、かように思います。

○千田正君 この十六条ですね、ト
ン以上百トンまでの船に対してはやら
ないということなんですが、実際から
言うと、さつきもあなたのおしやる通
り、現在の沿岸漁業というものは殆ん

て被害をこうむつた場合には、何らかの方法で国が全額補償すべき性質のものである。然るにこれはいろ／＼な事情のために、そういうことが幾ら民間のほうで要望したしましても、なかなか具体化しない。そこで止むを得ず

いなしましてはこれは全直的にこう
いう問題を取り入れて、漁船損害補償
制度の強化といえますか、拡充を図つ
て行くべきである、こういうふうに思
つております。

○小笠原二三男君 私は五の關係は畢

議はございませんが、先ほどの御意見を伺い、又かね／＼各方面の意見を伺つておりますと大変けしからん法案が出て来たというふうには、これは断定せざるを得ないというふうには私自身は結論を持つております。衆議院における議員立法でこの内閣を構成して自自由党をはじめとする全会派が一致してこれが議決になつて来たもので、参議院も満場一致でこれは議決したものであります。予算の都合上二十九年度からは必ず実施するがために予算化しておる。国会も各会派も認め政府もこれを承認しておつたものが、同じ政府から直ちに施行もせられない前に修正法案が出て来た。従来の立法に戻るといふようなことは、これは国会と行政府との立場、或いは憲法上の問題から言つても我々としては疑義がある。そういう運営上のことから言つても非常に問題でありますし、現実の問題として今日の日本の置かれてある食糧政策の面から危険負担が多い。保険の損害補償を速かに実施するということは当然のことだと考へるのであります。先ほどのような利子補給のような金が多額に支出せられて、こちらのほうは僅々先ほどの御意見では数千万円といふことでございしますが、そこで私政府にお尋ねするために一応聞いておきたいのですが、先ほどの公述では現在百トン以下の漁船が六千隻あつてそのうちで六割程度がこの恩恵を受けるやうになるだらうというお話ですが、その点はずきり何割程度が實際恩恵を受けるやうになるのか、そしてその金額ははつきり幾らと推定されるのかといふ点をお伺いしたいのです。なぜなら政府から出ております資料により

ますと、昭和二十九年百トン以下の船に現行法通り拡張して実施するとすれば二億一千九百二十九万二千円予算が必要である。二十トン以下とすれば八千七百五十四万二千円となる、こういうふうに出ておるわけですから、それでこれが實際その通りのものであるかどうかを私たちがわからんのですから、その資料をお示し願ひたい。

○参考人(山本豊君) お答えいたします。我々も水産庁へ行つて数字を聞いて来るわけでありまして、只今小笠原さんが申されましたように、予算の数字は、これは一応見込みの計画でございまして、はつきり何%としては、大体六割くらいになつてゐるかと思うのであります。在籍数の六割くらいが義務加入するものと、こういう想定の下に必要な二分の一の国庫補助というものを計算いたしますと、つまり百トン以下全部で二億四千万と超えるわけでありまして、そのうちで現在までで行われております二十トン以下のものに対して二分の一の国庫補助、これは今後増えて来るわけでありまして、この関係が八千七百万円くらいになると思ひます。そこでその差額が約一億一千万円から一億一千四百万円くらいになりますか、それが二十トンから百トンまで今後拡張してもらえば増える予算額、こういうことになります。それから隻数の問題が出ておりますからちよつと申しておきますが、この二十トンから百トンまで、現在はまだあ一トンから百トンまでの動力船についていもう／＼問題があるわけでありまして、この間の在籍数は隻数で言いますと、全部やはりこれは動力船だけでございしますが、二万八千隻くらいあ

るわけでありまして。そのうちでこの場合の二十トンから九十トンとなりますと非常に隻数は減るのであります。それが六千三百三十三隻ですが、隻数はそういうふうな少いのですけれども、先ほど私申しましたように船のトン数で申しますと百トン以下は全部で七十八万八千トンくらいになります。隻数で言いますと二十八万三千隻であります。そのうち二十トンから百トンまでが十二万八千トンくらいになるわけですから、それからトン数で言いますと大体これは三六%くらいになります。それからこれを保険をかける場合の保険の価額等で申しますと、今の動力船全体で大体船体の価額が六百六十九億くらいになります。そのうち今の二十トンから百トンまでで申しますと二百七十八億くらいになります。船価につきましてはこれもやはり三九%近くになります。隻数は少いございしますが、トントン数とか価額においてははかようであります。実際の漁獲量、これもはつきりした数字は調べればわかると思ひます。水産物は戦前、戦後を通じて非常に食糧の困つたときには、統制経済時代は水産物というものは非常に重要視されて、資材とかいろいろの援助があつたのであります。今日一般の食糧がやや落ちつきますと、水産物というものは食糧の総合的計画というものと語弊がありますけれども、別扱ひされております。そこで我々として引かれてもつと強い予算措置をして欲しい、こういうふうな我々は考へておるわけでありまして。

○小笠原二三男君 中西さんにお尋ねしたいのですが、先ほどあなたの話は早いために書き取れなかつたのでありますが、十九億四千万円は四年間で交付された自転車工業の奨励費ですか、これが内訳はどういうふうに使われておるか、それからそれは年間に於いて何回かに区切つて支払いになつておるか、支払われておる対象となる団体は何か、それを明らかにして頂きたい。

○参考人(中西忠一君) お答え申し上げます。十九億四千万円の内訳は、昭和二十五年年度に二億、二十六年年度に五億二千百万円、二十七年年度に六億二千百万円、二十八年度に五億九千九百万円、その使途の金額を申し上げますと、品質の改善、技術の向上に三億二千百万円、それから中小企業振興、これに二億二千百万円、輸出振興部面に三億二千五百百万円、それから融資、これは商工組合中央金庫なり或いは普通銀行を通じて業界がお借りしているものがございますが、これが十一億五千万円、指導調査費というものが九千万円、それから事務費は二千三百万円と相成つております。なお、これらの金は日本自転車工業会が委託されておる部面と、それから政府自体が国家の工業試験所でございますとか、或いは県の工業試験所とか、そういう方面へ自転車産業改善のために使つてという意味で出しておられる金でございます。その他に日本自転車輸出検査協会の方面へも出ておるやうでございます。

○小笠原二三男君 この日本自転車工業会を通される金は幾らですか。

○参考人(中西忠一君) 六千万円が委託事業として委託されております。

○小笠原二三男君 それから商工中金等を通する融資の金額十一億五千万円というのは、これは政府が現に持つておつて、そして商工中金のほうへ廻して融資するというわけですか。

○参考人(中西忠一君) 本年は中小企業金融公庫というものができまして、中小企業金融公庫へ政府のほうからそのお金が入りまして、そして公庫を通じて更に政府が認められました指定銀行へ一応又入りまして、それを業者が借りる、こういう段取りになつております。

○小笠原二三男君 そうすると、この十一億五千万円という金は、現在でもこれは政府資金として政府のものになつておるのですか。

○参考人(中西忠一君) はあさうでございまして。政府が銀行へ十年据置でお貸しになりまして、私どものほうはお借りする金の使途によりまして一年据置三年償還でありますとか、或いは六十日の短期資金でありますとか、いろいろの個々については差つておりますが、そういうふうにして借りておるわけでございます。

○小笠原二三男君 この自転車競技法に基く自転車産業振興費というのは、そういう融資等にも使えるやうに當時なつておつたものですか。これはそれぞれ毎会計年度に使つてしまふ金として計上されることになつておつたものですか。

○参考人(中西忠一君) そういう点、私当初のことはよく存じないのですが、初年度からこれは融資の金は借りておるのでございまして、或いはそういうふうになつておつたのかも知れませんが、よく存じませんが。

○小笠原二三男君 宇都宮の市長さん

おいて御検討願つておりまする地方税法との関係も持つわけであります。結局政府への納付金が減り、競輪収入というものがその施行者そのものに對しては相当やはりプラスになつて行くことはもう否めない事実であります。これが結局市といたしましては、やはり完全な固定収入ということになるわけであります。さような意味合いにおいて、やはりこれは多少平衡交付金が増つてもその収入を増しておきたいというのが私どもの意見であります。そういう意味において、市長会といたしまして、勿論これは市長会全般に關係はございません。お話の通り、全国約六十カ所程度の競輪場を持つてゐる。それからオートレース、或いは小型自動車、オートバイ、これらにしても数カ所しかありませんから、まあ六十五、六カ所ということになるわけですが、その競輪の施行者會議というものにおいて、さように実は検討いたして決定をいたしましたわけであります。

○小笠原二三男君　ではお尋ねします。従来国庫納付金にしておつた分は、地方財政計画に織込まれてよろしい、もとゞ保有害財源としての取り分は交付税配付の中に算定しないようにという修正意見は、地方行政側のほうには、市長会のほうではないのですか。

○参考人(佐藤和三郎君)　これは地方行政委員会のはうには、従来通り一つはこの競輪關係は交付金の算定基準に入らないようにお願いしたいということでは実は申上げておるわけであります。

○小笠原二三男君　今度新たに従来国庫納付金になつていた、はね返つて行く分まで全部ですか。

○参考人(佐藤和三郎君)　そうです。

○小笠原二三男君 次に足羽さんのほうにお伺いしたいのですが、先ほどの漁船損害補償法の場合と同じことで、昨年議員立法で、北海道等ばかりでなく、ひつくるめて地方鉄道企業整備法として相当な金額を補助することになつておつたものが、陽の目も見えないうちに、又或る限度というもので適當な補助をするということで、予算としては、本年北海道或いは内地を含めてたつた二千五百万円とあるのですね。それで、これはお聞き及びのことだろうと思うのですが、現行法で行くならば一億六千二百三十三万円とかと言われ、それがたつた二千五百万円という程度でまあ折合いをつけるということですが、実際は、あなたの方ほうでどういう軌道が対象となり、どの程度の金額を限度として、基準として今度交付しようとしておられるのか、御承知じやございませんか。

○参考人(足羽則之君) 只今の御質問でございますが、実はお話のように、法律が成立いたしましたとして最初の予算の出る前に法律が改正になる点を、先ほど申し上げましたように私たちは甚だ遺憾だとは思つておるのでございます。そこで先ほどのような申上げ方をしたのでございますが、どういふ鉄道が対象になつて、それからどの程度に算定されておるかということにつきまして、実は詳しくは実情は私たち承知をいたしておりません。ただ、従来の北海道拓殖、鉄道の補助に対する関係がこの法律の中に引継ぎになつておるのでございますが、北海道拓殖の補助の關係も、従来の私たちの承知しております範囲では、殊にそれが再評価が実施された場合にはつきり現われたのでござ

いますが、再評価された後の価格を基準といたしまして、予算上の事情もあつたかと思つたのでありますが、十分にはなされなかつたように承知をいたしております。従つて、それらのものが今度の法律に引継がれておるので、予算の実情から考へて、それらとの均衡から、或いは先ほどの一億幾らの六分相当額、或いは欠損額を合計したものがそれといたしますれば、それがこういふ二千五百万円という査定になつたかと思つてございしますが、その具体的な内容については私詳しく承知はいたしておりません。ただ先ほど申し上げましたように、六分相当額を補助することができるといふ法文の解釈といたしましては、六分相当額の補助の可能規定でございしますから、その確定した六分相当額を補助するという規定でないで、実際の運用について、現在の条文でもそれ以下の補助も実情によつて可能であらうかと思ひます。従つて、それをどういふ限度として改正されるという場合には、行政の実情については、その運用の如何によつては、特に非常に移動があるかないかという問題は、行政上の問題でありまして、ただ条文中の感じとして、原則として反対、行政の運用において、は、実情に即して、いやくも補助する必要がある以上は補助の金が上るような行政運用をして頂きたいという希望を付して先ほど意見を申し上げたと、こういう意味でございします。

○小笠原二三男君 まあ足羽さんのお考えは、誠に穩当なところでお話になつておられますが、そうしてこの限度としてというところを切つてもらつて、行政運用のほうで以て実態をよく睨んで

やつてもらつたらいいじやないかというところでしたが、そういうことになる、これはだんだん／＼消えてなくなつてしまふのじやないでしようか。そういう程度の希望であれば、結局減らして行こうというのがこの精神ですから、だから當然と法律規定をしておかないで行政運用にだけ任せるといふことは、実態としてはもうだんだん／＼消えて行くということになるのじやないかと心配されますが、併し現実の問題としては、それが／＼不満足な補助であつても、経営が成立つて行くといふ現実が時間を経つことにあるとすれば、こういうものは當然消えて行つてしまふわけですから、そのかね合いがなかなか面倒だと思つたのですけれども、足羽さんはその程度の御主張しかないとすると、これはどうもなか／＼期待するような結果が生まれないのじやないかと思つたので、補足しておつしやることであつたら、今のうちにしつかりおつしやつておいて頂きたいですな。

○参考人(足羽則之君) 非常に御好意があると思つた御質問を頂きまして大変有難い次第であります。我々としては強く申し上げれば、この改正案に對してははつきり方針として反対はいたしております。ただ現在の実情において、そういう實際の行政運用に委ねてこの改正は止むを得ないという意味で、反対の意味を持ちながら先ほど申し上げたのでございしますが、併し私鉄が約百六十くらいございしますが、特殊な私鉄は除きまして、私鉄は企業といたしましては非常に／＼な制限且つ厳重な監督に服しておりますので、収益力の非常に少ない企業でございします。同時に地方の国民生活と非常に密接な

關係を持っておりますので、たとえ収益力がないにいたしましても、簡単にやめるというわけに参らん、こういう鉄道が非常にたくさんありますので、従つて整備法が成立いたしました点については、そういう私鉄を眺めている我々としては、将来の運輸行政の一端の現われたものとして非常に歓迎をいたしたわけでございます。従つて、私或いは非常に申し上げ方が力が弱いような印象を頂いたかと思うのでありますが、併し実際に存立を必要とする私鉄については、十分に存立を維持するに足るだけの補助を考慮して頂きたいといふことは力強く申し上げて先ほどの意見を繰返して頂きたいと、こう考へております。

○青柳秀夫君 一言だけ中西さんにお伺いしたいのですが、先ほどのお話及びこの陳情書も拝見したのであります。政府のほうの今度の案によりますと、十九億幾らという政府に納付されておりますお金を、この新しい案によりますと、政府では受取らないで、納付金を取りませんで、それを地方のほうへ差上げるといふことになつておりますが、まあこれが仮に審議の結果、この政府の案のように進んで行きますと、今まで四年間に十九億の振興費が出ていたというように点について、非常にまあなくなると振興のために困るという御意見でございしますが、今度政府のほうでも、全然金を取り放しにしない、出さないのじやなくて、一年に十九億というものを、地元と言いますか、そちらのほうから取るのをやめて行くといふことになれば、この十九億といふものの政府の納付金の措置について

は何か御意見はないのでございしますか。

○参考人(中西忠一君) 私どものほうにいたしましては、この問題につきましては、政府並びに国会方面でいろいろ御検討を願つておまして、ただ今までどうして継続的にやつて来、又将来も一つの中小企業のモデル・ケースとして自動車産業を立派なものに一つ育て上げたいといふ非常な熱意を持つてやつておるのでございしますから、どういふ方法でもどういふ形でも結構でございしますから、是非継続して頂くようにお願いしておる次第でございまして、そのやり方その他については政府なり国会にお任せしておる次第でございします。

○青柳秀夫君 御主張になる点はよくわかるのでございしますけれども、まあこの法案の通りになれば、政府では、丁度金額は同じになつて、十九億という二十九年度の納付金というものを政府では受取らない、歳入がそれだけ減つて来るわけですね。その代り十九億というものは、地方団体或いは市のほうにそれだけ行くわけでございます。で、そのほうとの関連を、政府との直接の關係なしに何か工業会でおつて、今まで通りの振興費そのものは工業会のほうでお使いになれるような何か連絡はつかないものでございしますか。

○参考人(中西忠一君) 私どもといたしましては、先ほど市長さんのお話でございまして、これはまあそれ／＼の立場においてお困りになる点も重々わかるのでございしますが、そも／＼競輪の根幹は、やはり自動車産業の振興と

地方財政の寄与、この二大支柱でやらして頂いておるようなこととごさいますので、その一つがなくなるといふことは、又競争の社会的の意味から言つても非常に存在の何が薄くなるような気がいたしますので、施行者側に対しては是非今まで通り頂いておつただけは、何とか皆さんにお骨折り願つて頂くようにと、ひたすらお願いしておるような実情でございます。

○青柳秀夫君 いま一言申し上げたいのですが、政府の説明によりますと、政府自体としては今度の法案の各条項における補助金等をいろいろの立場から整理或いは減額するが、その事業そのものを否定しておるといふ説明はしておりませんので、それに対する財源等はそれ／＼の団体なり地方にお与えして、差上げて続けて行くというのの説明になつてゐるのでございます。そういう意味で自動車工業には非常に国家としても大事なこととごさいまして、皆さんの御努力で今まで振興しておるのをごさいすから、こういうものをやみに減すという事は、政府としても又国会としてもできないと思ひます。ただその財源を直接政府が予算に載せて出すか、或いは納付金のほうを受取らないで、それだけのものが納付されたらそれは減額が、納付を受けませんからそれ／＼の団体に残るわけとごさいすので、これは計算すればわかるわけとごさいまして、そういうものを今まで通りの形で実質的にはお使いになれるようにして行くというのがこの案の一つの考え方だと思つておられますけれども、重ねてお伺いしますけれども、今まで通り続けて行けば一番簡単でございすか。

○青柳秀夫君 そうじやないのです。

この振興費の一番の元は、競輪のほうのお金が国に入つて来るのを還元しておるといふ考え方のように見受けられます。そこで競輪の金を政府では納付金の財源というものは地方にあるわけとごさいすね。ですからそういうそれだけのものを経営されてゐるほうとお打合せになつて確保されれば、やはり今まで通りの産業振興費というものが国から直接ではないけれども、経営者全体、競輪をやつてゐるほうとの話し合いがつかぬではないかと思つておられますけれども、そういうような点はお考えですか。

○参考人(中西忠一君) その点につきましては先ほどもちよつと触れましたが、私も業界といたしましては施行者の団体でございす施行者協議会のほうへ是非継続して頂きたいというところをお願ひしておりますと同時に、通産省自体といたしまして、或いは衆議院のほうにおかれましては、それぞれ施行者のおかたと話し合ひになりまして、これ又先ほどのような地方財政と非常に関係がございすので、地方自治庁との間にも話を進めて頂いておるやうに承つておるのでございす。

○青柳秀夫君 今まで通りなら一番は

つきりしていいけれどもそれでは非常に不安がある、今のお話ではまだ不安があつて安心できないといふのが御主張でございすね。今まで通り国は競輪の振興費を国費に計上して行けといふのが御主張でございすね。

○参考人(中西忠一君) これは国費に計上されない場合は、今政府なり何なりで考へて頂いておるやうに、今日も新聞に出ておりますが、中小機械工業助成金というやうな団をこしらえて、同でも施行者側から一定の金額を納付して頂いて、嚴重な政府の監督の下に振興のために使つて行きたい、こういうお考えのやうに承つておられますから、そういうことを是非やつて頂ければ我々としては非常に結構でございす。是非又そういうふうにお願ひしたい、かように心得ております。

○小笠原三男君 私最終つと思つておつたのですが、重ねて関連して中西さんにお尋ねしますが、通産省関係の補助金等の資料で見ますと、二十九年度で自動車産業振興費は自動車検査設備及び性能検査補助金というもので五百万円だけ出ておる。他の機械貿易総合陳列館建設補助金というふうになつて、自動車競技法に基づく産業振興費は削除になつておるわけですか。けれども他に工作機械の試作費補助とか貿易振興のほうとか、それ／＼予算項目があるわけですか、それ／＼全部自動車関係の枠の中に入つておるかも知れないとも考へられるわけですか。

この点はあなたのお話にもお願ひなんです、通産省のほうをお調べ願つて自動車産業関係に二十九年度どれだけの金が国から実際上出て来るものか、直接でなくても、間接でもそういう経

費を御調査になつてでき得るならば意見を付して資料としてお出し願ひたいと考へるわけです。

それから私一番あなたの御説明の中で中小企業金融公庫ですか、そのほうを通して融資しておる金があつたというのですが、それは自動車産業のほうに廻すという枠があつて融資されておつたものかどうか。若しもそういう枠があつたとすれば二十九年度もそれは続けられるものかどうか、この点を伺つておきたい。

○参考人(中西忠一君) これは全体的の大蔵省と通産省との予算折衝のときに、競輪収入を見通されまして政府の予算が七、八月頃毎年できるわけでありまして、それでおよそ通産省の自動車産業振興費に關して予算を總括的にお願いするときに、来年度は融資として幾ら見てもらえるか、或いは機械産業設備に幾らか、そういう項目別にして要求して、両省の間で御決定頂いておるやうに心得ておるのでございす。

○小笠原三男君 それではもう一つ資料をお願ひしたいのですが、二十八年度でもよろございすし、過去四年間でもよろございす、十九億何千万円という国庫納付金のうちの金がこの自動車産業振興費として予算上使われておつたものか。或いはそれは予算のほうに載つて来てるものは、八億で、他は融資する金として他の項目の中に入つて大蔵省が持つておつたものか、この点を明らかにしてもらいた

い、あなたのさつきからの御説明では、十九億何がしというものが自動車産業振興費として使われておつたのだと言つておつて、そのうち十一億何がしか融資のほうに廻つておつた。こういうことなんです、私はこの予算上

から言へばそういうことはおかしいと思ふのです。それで予算的に通産省のものに載つてゐるものでは、産業振興費は二十八年度はどういう内訳で出ておつて、それから十一億何がしという四十年間の融資の金はどういふ形で出ておつたものかというのを明確にする資料をお出し願ひたい。ここに別ありませんので、これでよかつたら私はもう……。

○参考人(中西忠一君) 資料はございしますが、これと同じものを後ほどお手許までお届けいたしました。ただ十億何百という融資は、法律上この中に入るから、それもやはり振興費じゃないかといふやうに私も思つておるのでございす。つまり自動車競技法第十條第四項に「政府は、毎會計年度、前項の規定による納付金に係る歳入予算額の三分の一に相當する金額以内の金額を、予算の定めるところにより、自動車の改良、増産、輸出の増加、国内需要の充足及びこれらに關連する必要な経費に充てるものとする。」かように法律ではなつておるのでございまして、だから融資も使ひ道によつては輸出振興になり、使ひ道によつては国内充足になるというやうな意味で融資というものが取扱われておるのではないかと私はかように考へるのであります。

○小笠原三男君 そうすると私たち納付金を納付させない、納付すること停止するといふ法律ですから、国が産業振興費なり従来自動車工業に對して枠を与えておつた融資なり、これをやめるとかやめなにかいふことはこの法律には關係がないわけですか。それでやめるとかやめなにかいふこと

は自転車競技法のほうにあるわけなんです。それで自転車競技法のほうが改正にならない限り、これは予算的にはのつて来なくちゃならない。それで今年予算的のつているものが、従来の紐付きで国庫納付金のうちから三分の一以内取つて使つていふものと余りに懸隔があれば、あなたのほうで反対の意見が出て来ていいわけです。ところがそれが懸隔がなければそれは納付金を使おうが、一般税収入を財源として国が使おうが、全然日本自転車工業会等々においては文句のないところなんでしょう。だからその点をあなたのほうでも実は明確にして、今の国家予算においてこれ／＼しか金が出ない、従来ならこれ／＼出しておつたのだが、それでは自転車産業の振興に困るのだ、こういう御意見で一つ資料をできるならば出して頂きたい。

○参考人(中西忠一君) かしまりました。

○委員長(松永義雄君) 参考人に対する質疑はこれで終了いたしました。本日はこれを以て散会いたします。

午後一時十四分散会

昭和二十九年三月二十日印刷

昭和二十九年三月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局